

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会 家族性腫瘍コーディネーターの称号既得者に対する移行措置に関して

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会（以下、日本遺伝性腫瘍学会という）はがん医療に関わる腫瘍学と遺伝学に精通し、遺伝性腫瘍診療およびがんゲノム医療において、患者・家族が適切な医療が受けられるに支援することができる人材の養成、遺伝性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上を目的に、遺伝性腫瘍コーディネーターを認定する。

遺伝性腫瘍コーディネーター・家族性カウンセラー制度小委員会（以下、HTC/FTC 制度小委員会）では、新制度への円滑な移行ができるよう、すでに家族性腫瘍コーディネーターの称号を取得している者に対して、下記の通り3年間、書類審査のみによる認定を行う。

1. 移行措置が適用される対象者

2019年6月末までに家族性腫瘍コーディネーターの称号を付与された者。

2. 移行措置が適用される期間

2019年度（2019年6月）より2026年度（2027年3月末日）まで。

3. 移行措置に基づいた申請手続

遺伝性腫瘍コーディネーターへの移行措置を希望する者は、次の各号に掲げる書類に所定の手数料を添えて、制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター（移行措置）申請書（書式①）
- (2) 履歴書（書式②）
- (3) 家族性腫瘍コーディネーターの称号証書写し（書式③）
- (4) 本学会が主催する遺伝性腫瘍セミナー受講修了証（2019年度以降のものに限る）（書式④）
- (5) 遺伝性腫瘍（がんゲノム医療を一部含んでもよい）の臨床に関連した経験症例概要計5例症例（陪席経験も含む）（書式⑤）
- (6) 審査料（5,000円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）（書式⑥）

4. 遺伝性腫瘍コーディネーターの認定について

HTC/FTC 制度小委員会において審議し、遺伝性腫瘍コーディネーターとしてふさわしいと認めた者を日本遺伝性腫瘍学会理事会に推薦し、日本遺伝性腫瘍学会理事長が遺伝性腫瘍コーディネーターに認定する。認定期間は5年間とする。

5. 遺伝性腫瘍コーディネーター認定等に必要の手数料

遺伝性腫瘍コーディネーターの認定等に要する費用は、以下に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター審査料 | 5,000円（5年間分） |
| (2) 遺伝性腫瘍コーディネーター登録手数料 | 10,000円（5年間分） |

*一旦受領した費用は返還しない。